

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2406)

後期高齢者医療制度の被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が1人に1枚交付されます。医療機関などにかかる時には、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

後期高齢者医療被保険者証について

8月1日から保険証が新しくなります

新しい保険証を送付しますので8月1日からは新しい保険証を医療機関に提示してください。窓口での自己の負担割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)です。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。有効期限を過ぎた保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。

保険証は簡易書留で発送します

保険証は7月12日(金)から順次簡易書留で配達します。不在の場合は「不在連絡票」がポストに投函され、7月31日(水)まで土浦郵便局(城北町)に留め置かれます。「不在連絡票」を受け取った方は、速やかに土浦郵便局に連絡し受領してください。なお、郵便局での留置期間終了後は、国保年金課窓口での交付となります。受け取りの際は、本人確認ができるものとはんこを持参してください。

後期高齢者医療保険料について

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。一年間の保険料の上限額は62万円です。

均等割額 39,500円

+

所得割額 (総所得金額等-33万円)×8.0%

保険料の軽減判定基準と割合

所得の少ない方や、後期高齢者医療制度に加入する前に会社などの健康保険(被用者保険)の被保険者であった方は、基準に応じて保険料が軽減されてきましたが、令和元年度から段階的に軽減が見直されます。これについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施されます。また、加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額に負担はありません。

令和元年度均等割額の軽減

赤字：変更点

被保険者と世帯主の 総所得金額等	均等割額の 軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円以下	8.5割	5,900円
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年収80万円以下の世帯(その他各所得がない場合)	8割 (H30は9割)	7,900円 (H30は3,900円)
33万円+[28万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	5割	19,700円
33万円+[51万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	2割	31,600円

保険料の納め方

保険料は、個人ごとに納付していただきます。今年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

特別徴収の徴収月

仮徴収	4月	平成31年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の一年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
本徴収	8月	平成30年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書により8期に分けて納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

納期限

1期	令和元年7月31日	5期	令和元年12月2日
2期	令和元年9月2日	6期	令和元年12月25日
3期	令和元年9月30日	7期	令和2年1月31日
4期	令和元年10月31日	8期	令和2年3月2日